

(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 9 月

秋田由利本荘洋上ウィンドエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告等の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及び事業者見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和3年7月2日（金）

(2) 公告等の方法

- ① 令和3年7月2日（金）付の以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。[別紙1 参照]
 - ・ 秋田魁新報 （朝刊 21 面）
- ② 上記の公告に加え、自治体の協力のもと、次の「お知らせ」を実施した。
 - ・ 由利本荘市の広報誌「広報 ゆりほんじょう（令和3年7月1日号）」へ掲載 [別紙2 参照]
 - ・ にかほ市の広報誌「広報 にかほ（令和3年7月15日号）」へ掲載 [別紙3 参照]
 - ・ 由利本荘市ホームページへ掲載 [別紙4 参照]
 - ・ 秋田市ホームページへ掲載 [別紙5 参照]
 - ・ にかほ市ホームページへ掲載 [別紙6 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎8箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

- ① 自治体庁舎での縦覧
 - ・ 由利本荘市役所 エネルギー政策課 （秋田県由利本荘市尾崎 17）
 - ・ 由利本荘市 岩城総合支所 市民サービス課（秋田県由利本荘市岩城内道川新鶴潟 50）
 - ・ 由利本荘市 西目総合支所 市民ホール（秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前 40-61）
 - ・ 秋田市役所 環境保全課 （秋田県秋田市山王 1 丁目 1-1）
 - ・ 秋田市西部市民サービスセンター （秋田県秋田市新屋扇町 13-34）
 - ・ にかほ市役所 象潟庁舎 まちづくり推進課（秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1）
 - ・ にかほ市役所 仁賀保庁舎 市民課・市民サービス班
（秋田県にかほ市平沢字鳥ノ子淵 21）
 - ・ にかほ市役所 金浦庁舎 市民サービスセンター（秋田県にかほ市金浦字花潟 93-1）
- ② インターネットの利用による公表

当社ホームページに方法書及び要約書を公表した。[別紙7 参照]

また、由利本荘市、秋田市及びにかほ市のホームページより当社ホームページにリンク

することにより自治体ホームページから方法書及び要約書が参照可能とした。

[別紙 2～6 参照]

(4) 縦覧期間

令和 3 年 7 月 2 日（金）から令和 3 年 8 月 2 日（月）までとした。（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

インターネットの利用による公表については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧場所における縦覧者数はアンケート方式により集計した。[別紙 8 参照]

総数	7 名
(内訳)	
由利本荘市役所 エネルギー政策課	3 名
由利本荘市 岩城総合支所 市民サービス課	0 名
由利本荘市 西目総合支所 市民ホール	2 名
秋田市役所 環境保全課	0 名
秋田市西部市民サービスセンター	0 名
にかほ市役所 象潟庁舎 まちづくり推進課	0 名
にかほ市役所 仁賀保庁舎 市民課・市民サービス班	2 名
にかほ市役所 金浦庁舎 市民サービスセンター	0 名

※参考：方法書のホームページアクセス件数 750 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。[別紙 1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 10 日（土） 19 時から 20 時 20 分
- ・ 開催場所：ホテルアイリス（秋田県由利本荘市肴町 5 番地）
- ・ 来場者数：16 名

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 11 日（日） 13 時から 14 時 45 分
- ・ 開催場所：ホテルアイリス（秋田県由利本荘市肴町 5 番地）
- ・ 来場者数：28 名

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 11 日（日） 19 時から 20 時
- ・ 開催場所：ホテルエクセルキクスイ（秋田県にかほ市平沢町田 108 番 1 号）
- ・ 来場者数：4 名

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 12 日（月） 19 時から 19 時 50 分
- ・ 開催場所：秋田市文化会館（秋田県秋田市山王 7 丁目 3 番 1 号）
- ・ 来場者数：8 名

3. 方法書についての意見の把握

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 7 月 2 日（金）から令和 3 年 8 月 16 日（月）まで（必着）。
（縦覧期間及びその後 14 日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。[別紙 9 参照]

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 15 通であり、意見総数は 61 件であった。

第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及び事業者見解

方法書について、一般（住民等）による環境の保全の見地からの意見とそれに対する事業者の見解は表1のとおりである。

表1 住民等の意見と事業者の見解

(意見書1)

No.	住民等の意見	事業者の見解
1	1 配慮書に対して、経産大臣は「最新の知見、先行事業者の知見等の反映」を求め、御社もこのことに同意している。これは多くの知見・事例がある先進地である欧州の洋上風車で得られたことを反映させることであると理解する。 欧州では景観等への懸念や最も回避されるべき健康被害に対処するために取っている唯一の方法は「離隔すること」である。欧州では最低でも20kmを取り現在では100kmもとっており、また、遠浅の海であることからこのことを可能にしている。 一方、本市並びに日本の状況は遠浅でないことから「離隔」は不可能である。本市沖の事業でもわずか2～4kmの狭い海域に限定されるにもかかわらず、いきなり欧州並みの11000kWもの超巨大風車67基を設置しようとしている。しかも沿岸には多くの人家や学校や福祉施設などの配慮すべき施設が存在することも欧州とは違う状況がある。日本・本市の状況はいかに無謀な事業となるかが明らかである。 また、現在秋田・能代港において洋上風力事業が実施され、国内洋上風車事業の先駆けとなっていることで、沖合い洋上風力発電事業を予測するのには恰好の事例となっている。 モノパイル基礎杭打設時の騒音問題が起きているが、4200kWの風車にしてこの騒音であることから、沖合い1万前後の風車建設での悪影響は更に予測もつかないほどのものになることを多くの住民は危惧をしている。そして、騒音に対する住民の苦情に対する事業者そして行政の対策は結局は住民に我慢を強いるものとなっている。 以上の欧州と先進地秋田の事例から分かることは、本事業には住民への甚大な悪影響が確実であるということである。 従って、欧州の事例を反映させるとは欧州の人権への高い意識をも含めることであり、住民への多大なリスクを負わせる可能性のある事業は非人道的であり、本市沖の洋上風力発電事業の計画を即刻中止することであると考える。あるいは少なくとも予測される悪影響への対策が具体化するまではその手続きを一旦中断することであると考える。それでも事業計画のための手続きを続行しようとすることは住民の人権意識にまで及ぶことは確実であり、決して理解を得ることはないと考え。 本事業については以上の意見で十分であるが、以下に具体的な問題にも触れる。	当社(秋田由利本荘洋上ウインドエナジー株式会社)は、九電みらいエナジーとRWEにより設立され、両社が持つ国内での再生可能エネルギー発電、欧州での洋上風力の経験をそれぞれ活かし、検討を行っております。事業計画の策定や環境影響評価における調査、予測及び評価においても、国内外の最新の知見や事例等を十分に踏まえながら検討を行っております。 風車配置につきましては、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備の利用に係る海域の利用の促進に関する法律」(以下、再エネ海域利用法)に基づき、国で指定された海域(促進区域)での風車設置を前提としており、本事業においては海岸から2～4km程度の離隔距離となり、実行可能な範囲内で環境への影響に配慮した計画にいたします。 景観に関しては、準備書段階において、主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法(フォトモンタージュ法)によって、主要な眺望景観への影響について予測及び評価を実施いたします。また、設計において塗装色など必要に応じた保全措置を検討し、実行可能な範囲内で景観への影響を低減いたします。 騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にしながら、調査、予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を低減いたします。 また、万が一にも本事業による健康被害が確認された場合には速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて専門家の指導や助言を得て適切に対応いたします。 モノパイル基礎の打設時の騒音に関して、環境影響評価における騒音影響の調査、予測及び評価結果を踏まえて検討してまいります。なお、欧州の最新の知見も踏まえ、低騒音のハンマーの採用や騒音漏れ防止用のカバーでハンマーを覆うことによる騒音低減策等を検討し、実行可能な範囲内で騒音影響を低減いたします。 事業の計画及び実施に関しては、国内外における最新の事例や、最新の知見を反映して進めたいと考えております。また、地域住民の皆さまの洋上風力への理解を深めるための説明会等を環境影響評価法の手続きとは別に開催することを検討しており、一歩ずつ丁寧に事業を進めてまいり

No.	住民等の意見	事業者の見解
		ます。
2	2 11000kW×67 基の超大型風車群建設計画であるにもかかわらず、「(工事要諦区域が) 海岸線から沖合い 2km 以上の範囲のため配慮が特に必要な施設がない」との認識には驚いた。	風力発電機の設置区域から 2km 以内は海域となるため、学校、病院その他の環境保全について配慮が必要な施設及び住宅は存在しませんが、それ以遠の陸域の住宅等の環境配慮の必要な箇所を対象に、騒音などの影響について調査、予測及び評価を行うこととしております。
3	3 石原孟氏が地震、台風などの苛酷な日本の気象状況そして大型風車ではモノパイル不向きであることや、現在では欧州では 8~9 メガでもモノパイルであるとの発言もあった。そこで石原氏ご本人に欧州でモノパイル工法で既存、計画中の風車サイズ、離岸距離、発電所名をお聞きしたことがある。回答によれば、各発電所の離岸距離は 6~87km とあり (2019. 12/17 現在)、本市沖 2km の離隔と風車の巨大さからはやはりモノパイル工法は危険であると考えた。尚、氏は回答の中で英国アパディーン の例 (離岸距離 2. 4km) も挙げていたが、この発電所の工法はサクセッションパケットであるので、明らかなミスと思われる。	モノパイル基礎に関しましては、日本の台風及び地震等を想定した環境にも耐えうることを前提としております。 なお、モノパイルの安全性に関しては、国内外の最新の知見も取り入れながら、国内の認証機関により厳格な審査を受けることとなっております。
4	4 配慮書では基礎工法としてモノパイル、重力、ジャケット式の 3 つが挙げられ、それぞれの改変面積が記載されてある。しかし、改変面積を重視するのであれば、最も少ないのはジャケット式であるが、方法書ではモノパイルに決定された。とある。この経緯が不明であるが、モノパイルが最も安価であるためと推測するが、安全性の面では最も不適格である。問題ではないか。	基礎構造を選定する際は、安全性の確保を大前提として海底地盤の調査を実施の上、構造を選定しております。 選定した基礎については、工事中及び施設の存在についての環境への影響の予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講じることといたします。 なお、モノパイルの安全性に関しては、国内外の最新の知見も取り入れながら、国内の認証機関により厳格な審査を受けることとなっております。
5	5 経産大臣意見には陸域に既存、計画中の風車が多いことから、累積的影響の懸念を示しており既存風車の情報収集と他事業者との情報交換などで適切な調査を行い、予測、評価することを求めている。御社もそのことに同意をしている。 累積的影響の調査において最も留意すべき事項は健康面への影響の回避であると考え。配慮書の住民意見に既存風車による 20 名の健康被害者と、2 名の被害者本人と思われる方の意見がある。これらを現実には起きている貴重な情報とみなし、調査の中心としなければならないと考えるがどうか。	騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にするとともに既存の風力発電設備等に関する情報の収集や他事業者との情報交換等を行い、累積的影響について予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を低減いたします。 なお、健康に対するご懸念につきましては、自治体へヒアリングを行い情報の収集に努めます。
6	6 予防原則の観点から、20 名程の健康被害は氷山の一角と認識し、健康調査は広範囲を対象に実施すべきと考える。事業者として徹底した調査が、住民の安全安心を保証することであり、信頼も得ることであると考えますが、どうか。	風力発電施設から発生する騒音等については、不快感の原因となることや健康影響の懸念等が指摘されていることを踏まえ、環境省ではその評価手法に関する検討会を設置し、平成 28 年 11 月に報告書を発表しています。 この資料によると、「これまでに国内外で得られた研究成果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が直接的に及ぼす可能性は低いと考えられ、超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされています。一方で、「風力発電施設から発生する騒

No.	住民等の意見	事業者の見解
		音に含まれる振幅変調音（スイッチュ音）や純音性成分等は、わずらわしさ（アノイアンス）を増加させる傾向がある。」とし、風力発電施設から発生する騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い、わずらわしさ（アノイアンス）と睡眠影響に着目して評価することが適当であると整理され、騒音の評価の目安が提案されています。 これを踏まえ、環境省では、風力発電施設から発生する騒音による生活環境への影響を未然に防止するための指針（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」）が平成 29 年 5 月に策定されています。 このため、本事業の実施における騒音影響につきましては、この指針における評価の目安（残留騒音+5dB 以下）との整合について評価することとしております。また、住民の皆さまからの健康に対するご懸念については、自治体へのヒアリングを行い情報収集に努めます。超低周波音については、上記の整理から環境影響評価の参考項目から除外されていますが、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を実施することとしております。 これらの結果につきましては、準備書段階にて明らかにし丁寧に説明を行っていくことで、皆さまの信頼を得られるよう努めてまいります。
7	7 「万が一にも本事業による健康被害が確認された場合は速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて専門家の指導、助言を得て適切な対策を講じる」とあるが、具体的には何か。	万が一、風力発電機稼働後、騒音及び超低周波音によると疑われる健康被害の訴えがあった場合には、先ず、風力発電機の稼働状況等を含め、事実関係の確認を行います。その後、自治体との協議を行いその結果を踏まえつつ、必要に応じ専門家の意見も聴取した上で、必要な対応を検討・実施することといたします。
8	8 環境省資料は本市沖事業の基準とはならないのではないか。 御社は超低周波調査を調査項目にし調査するとしているのでこの点は評価をするが、御社は最新の環境省発表資料の「風力発電と健康被害との因果関係が確認されていない」を持ち出している。恐らくこの資料とは 2017 年のもので、対象の出力平均は 1500kW 級と思われるが、本市沖での予定の風車 11000kW であるので果たして「因果関係はない」と言えるのか。本市沖で先行する事業者の住民説明会でもいつもこの例が事業者から出され、住民の指摘を受け、事業者も認めたが、御社はどうなのか。海外の知見や先行事例に精通する御社であるから、きちんとしたデータを提出すべきである。 また、因果関係は確認されていないだけで、ないと断定することはできないのではないか。	No.6 の見解で示しましたとおり、風力発電施設から発生する騒音等と健康影響との関連について検討会における整理、提案を踏まえて策定された環境省指針を受け、本事業の実施における騒音影響につきましては、環境省の指針における評価の目安（残留騒音+5dB 以下）との整合について評価することとしております。また、住民の皆さまからの健康に対するご懸念については、自治体へのヒアリングを行い情報収集に努めます。超低周波音については、環境影響評価の参考項目から除外されていますが、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を実施することといたしました。これらの結果につきましては、準備書段階にて明らかにし丁寧に説明を行っていくことで、皆さまの信頼を得られるよう努めてまいります。
9	9 配慮書の住民意見には不眠を訴えるなど健康被害者本人と思われるものが 2 通ある。しかし、それらに対して、「個人差」があることを認める御社は「影響については未解明な部分が多い」などと述べている。「個人差」を認めるのであれば、この人たちがそれに該当する人たちとの認識を	No.6 の見解で示しましたとおり、風力発電施設から発生する騒音等と健康影響との関連について検討会における整理、提案を踏まえて策定された環境省指針を受け、本事業の実施における騒音影響につきましては、環境省の指針における評価の目安（残留騒音+5dB 以下）との整合について評価

No.	住民等の意見	事業者の見解
	持たなければならないのではないかと。被害を訴えた時に果たして本当に「適切な対応」をしてくれるのかと大いに疑問が湧いた。	することとしております。また、住民の皆さまからの健康に対するご懸念については、自治体へのヒアリングを行って情報収集に努めます。超低周波音については、環境影響評価の参考項目から除外されていますが、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を実施することといたしました。これらの結果につきましては、準備書段階にて明らかにし丁寧に説明を行っていくことで、皆さまの信頼を得られるよう努めてまいります。
10	10 「地球温暖化対策、CO₂削減」の大義を掲げ、本市沖に国内初、苛酷な条件下の事業としては世界初の洋上風力発電事業であり、住民が多大な悪影響を心配していることについて、また、何故、私たちが大消費地のために電気を作り送らなければならないのかの疑問に対して、住民説明会でも到底納得できるような回答は得られないばかりか、わずか当初 30 分の質疑応答時間を更に 30 分も延長したのだから十分だろうとの態度に象徴されるように事業者の誠意も感じられないものだった。 しかし、事業者にとっては手続きは一つ済んだとして次の段階に進むのだらうとむなしさと徒労感を感じた。	方法書の説明会については関係地域内で複数開催しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、時間等の制約を設けさせていただいたことについては、ご理解いただきますようお願いいたします。 説明会や意見書で頂いております住民の皆さまの洋上風力発電事業に対するご意見やご心配に関しては真摯に受けとめ、検討を進めていきたいと考えております。また、地域住民の皆さまの洋上風力への理解を深めるための説明会等を環境影響評価の続きとは別に開催することを検討しており、一歩ずつ丁寧に事業を進めてまいります。

(意見書 2)

No.	住民等の意見	事業者の見解
11	意見 1：(景観破壊について) 私たち海岸線の近隣住民は海の景観・風景によって豊かな安らぎの心を育まれてきている。発電風車機のような人工物のない海の自然景観は日常の精神のうるおいと活力に欠かせない必須のものになっている。これを破壊することになる本事業は何としてもやめて欲しい。安らぎの生活を求める住民の人権を無視する自然景観破壊の非人道的な行為は許されるものではない。企業利益のためとは言え、地元住民の心の屍の上に風車を立てるようなことは断じてあってはならないことである。本事業の断念を強く要望する。	景観に関しては、準備書段階において、主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ法）によって、主要な眺望景観への影響について予測及び評価を実施します。また、設計において塗装色など必要に応じた保全措置を検討し、実行可能な範囲内で景観への影響を低減いたします。
12	意見 2：(健康被害について) 1,000kW～2,000kW クラスの陸上風車による健康被害が 2 キロメートル前後の住民に多発し本市では問題になっている現状である。そのような中で、本事業の場合は単機出力が 11,000kW という過去に例を見ない超巨大出力の風力発電機であるため、その騒音・(超)低周波音等の人体への悪影響は甚大と予想される。従って人家からの離隔距離は最低でも 20 キロメートル以上は取る必要があると考えられる。ところが本事業の予定では沖合い僅か 4 キロメートル以内なので到底認められない。	騒音及び超低周波音による影響に関しては、国内外における最新の事例や、最新の知見を参考にしながら、本事業で設置予定の風力発電機から発生する騒音及び超低周波音の予測及び評価を実施いたします。
13	意見 3：(環境破壊と海洋生態系への負荷について) ① モノパイル打設工事の騒音や振動は海棲動物に死をもたらすほどの甚大な影響があるといわれている。又、同時による「水の濁り」・「低	① モノパイル打設工事における水中騒音については、海棲哺乳類及び魚類への影響の予測・評価を行います。また、水質や底質の現地調査を基に、水の濁りや底質の影響について予測及び評

No.	住民等の意見	事業者の見解
	質化」も生息環境に大きな悪影響を及ぼすのが通例である。 ② 洋上風車稼働時に発生する低周波音の影響で、魚によっては給餌活動に抑制がかかったり、又、海底送電線の発生する磁気による磁場変動によって、自然の磁場を利用する回遊魚たちには回遊混乱・不能をもたらす可能性が大である。 ③ 海鳥や渡り鳥のバードストライクによる犠牲の激増が懸念される。 以上のように、各種生物に多様な負荷を与える本事業は断念すべきである。	価を行い、工事における保全措置を検討してまいります。 ② 施設の稼働における魚類への影響については、風車稼働に伴う水中騒音による影響について予測、評価を行います。なお、海底送電線から発生する磁気による磁場変動の回遊魚への影響については知見が乏しいことから、専門家の意見聴取や最新の情報収集に努めます。 ③ 海鳥や渡り鳥についても、現地調査により現況を把握し、予測及び評価を行い、専門家のご意見を踏まえた上で、影響を低減できるよう事業計画を検討してまいります。
14	意見 4：(CO₂と地球の温暖化・寒冷化について) 風力発電(再エネ)建設の目的にCO₂排出を減じ温暖化を防ぐということが挙げられているが、地球の温暖化・寒冷化は大気中のCO₂の量とは無関係で、太古の昔から繰り返されてきた単なる自然現象であるということが歴史的にも科学的にも証明されている。例えば、縄文海進という温暖化現象が、化石燃料によるCO₂排出がゼロの縄文時代にあり、東京湾の海水が栃木県にまで達した事が貝塚の遺跡分布から証明されているのである。 又、寒冷化の例としては三八豪雪(S. 38 年-1963 年)がある。この時は九州でも 30cm 以上の降雪があったそうだが、この頃は日本でも工業化によるCO₂の排出が激増した時代である。それなのに、温暖化ではなく寒冷化になったのである。 CO₂が地球の温暖化・寒冷化の原因とはならないことが分かれば、本事業は温暖化阻止とはつながらず、単なる自然破壊行為となる。従ってそのような無意味な破壊事業は地球と人類のためにもやめるべきである。	最新の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 6 次評価報告書第 I 作業部会報告書(自然科学的根拠)において、「人間の活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは明確で、広範囲かつ急速な変化が現れている」、「人為的な地球温暖化を特定のレベルに制限するには、CO₂の累積排出量を制限し、少なくともCO₂正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある」との報告がまとめられており、国際社会としても温室効果ガス削減に向けて取り組んでいる状況と認識しております。 国は、2050 年のカーボンニュートラル (CO₂ 正味ゼロ排出) を目指すことを宣言しており、その中で洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされています。また、化石燃料を使用した発電と比べて、温室効果ガス排出を低減するだけでなく、国内におけるエネルギー自給率を高める上でも有効な発電方法と考えており、エネルギーミックスによる安定的な電力供給にも寄与するものと考えております。

(意見書 3)

No.	住民等の意見	事業者の見解
15	先日、既存の風車により健康被害に苦しんでいる方たちの話を聞く機会がありました。 毎晩、眠りにつくことが出来ず、自分を苦しめているのは何なのかと僅かな音をも探して歩き回る夫、同居家族ながら影響を感じられない妻は一緒にあるいてあげることしかできない。 風車が稼働すると、鼻血がでる子供を持つ母親は自分も体調不良ながら同居家族 6 人のうち 3 人だけが影響をうけている。つらさを口にすると夫から子供の不安が更に増すから、口にだすなと諷められている。風車がなかったら円満で穏やかな生活を送ることが出来ていたはずだ。小型風車でもこの影響の多さ。住宅地が建ち並ぶ本荘市ではどれほどの健康被害の訴えがでるのか。業者はもっと調査するべきである。 これから建設される洋上風車は、世界初といわれる超大型風車が僅か 1 キロから 2.5 キロに 90 基も建つ。 欧州を例に説明しているが、離岸距離は雲泥の差	騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にしながら、調査、予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を低減いたします。 また、万が一にも本事業による健康被害が確認された場合には速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて専門家の指導・助言を得て適切に対応いたします。 モノパイル基礎の打設時の騒音対策に関しても、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にしながら、騒音影響の調査・予測・評価を行います。また、欧州の最新の知見も踏まえ、低騒音のハンマーの採用や騒音漏れ防止用のカバーでハンマーを覆うことによる騒音低減策等を検討し、実行可能な範囲内で騒音影響を低減いたします。また、工事情報の周知等については、住民の皆さまに安心していただけるように積極的な情報公開を行

No.	住民等の意見	事業者の見解
	で 10 キロ～100 キロもの沖合に建設されているのである。 遠浅でないから、距離がとれないという理由なら適地ではないということではないのか。 手厚い補助金を目当てに不適地であろうと進める無理矢理さを感じる。 秋田沖、能代沖の打設音の大きさに中止の要望が多くでている。数字で説明されただけの住民は実際の工事の音の大きさに驚いている。 過小評価した内容での住民説明は禍根を残すばかりである。人間ばかりか海の生態系、計り知れない自然破壊のその後の災害等を踏まえ、この事業に反対します。	ってまいります。 事業の計画・実施に関しては、国内外における最新の事例や最新の知見を反映して進めていきたいと考えております。地域住民の皆さまの洋上風力への理解を深めるための説明会等を環境影響評価の手続きとは別に開催することを検討しており、一歩ずつ丁寧に事業を進めてまいります。

(意見書 4)

No.	住民等の意見	事業者の見解
16	秋田県内の陸上にはすでに多くの風車が建設され、景観が悪化している。 本事業は、定格出力 11,000kW、67 基、由利本荘市およそ 2km 前後沖合の洋上に建設されるという内容だ。「方法書」の「環境評価」項目に対して以下の意見を述べる。 1) 地形改変について 選定対象項目になっていないことは問題である。 東大を中心として「日本海地震・津波調査プロジェクト」の調査結果報告が出され、由利本荘市沖合は地震の空白地域であり、活断層が対象区域の地下に存在する調査結果が改めて確認された。また、この地域は「鳥海山・飛島ジオパーク」の区域に属していて、地質的にも重要な資源である。にもかかわらず「重要な地形及び地質」項目から外されるのは問題である。改めて加えるべきである。	日本海地震・津波調査プロジェクトの平成 31 年度(令和元年度)成果報告書(令和 3 年 2 月公開)で示されている活断層については、既に考慮しており事業計画への反映を進めております。 環境影響評価法においては「学術上又は希少性の観点から重要とされる地形及び地質」が「重要な地形及び地質」と位置付けられており、法令等で指定されているもの、文献等に記載されているものからの抽出等により、評価項目としての選定を検討いたしました。 その結果、方法書に記載のとおり、対象事業実施区域に「文化財保護法」に係る名勝・天然記念物や、「日本の地形レッドデータブック」に掲載される重要な地形が存在しないことから、「重要な地形及び地質」として選定しておりません。なお、ご指摘の「鳥海山・飛島ジオパーク」については、方法書第 3 章 (p241-249) に記載のとおり対象事業実施区域周辺の景観や、人と自然との触れ合い活動の場の情報として把握・整理しておりますが、引き続き情報収集に努めてまいります。
17	2) 景観 仰角など数値として机上でシミュレートするのと現場で実感するのではまったく異なる景観が想定できる。しかも沿岸約 2km に南北にわたって 30km 延々と続き、男鹿半島から鳥海山までの景観を阻害する。秋田県の景観条例にも違反するし、「鳥海山・飛島ジオパーク」の「ジオサイト」としての景観を含んでいる点からも、観光資源損失並びに住民の精神的損失は計り知れない。そのことによるストレス評価がないのはおかしい。現在ある多数の陸上風力発電機によって住民はストレスを感じていることを踏まえながら、フォトモンタージュからのイメージ予測だけではなく、住民の意識調査を入れた景観に対する評価を入れるべきである。	秋田県の定める「秋田県の景観を守る条例」の対象地域は「高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線路の境界線から 200m 以内の沿道・沿線地域。」とされております。本事業は風力発電機設置区域を秋田県由利本荘市沖の海岸から沖合 2km 以上の位置としており、「秋田県の景観を守る条例」の対象地域には位置していないため、景観保全基準の適用対象外であると考えております。 また、景観行政団体である秋田市及びにかほ市の景観計画につきましては、海域は景観計画の区域に定められていないことから、景観形成基準の適用対象外であると考えております。 しかしながら、条例等の趣旨を尊重し、景観保全基準や景観形成基準の内容を参考にし、眺望景観への影響を極力低減するよう努めてまいります。 意識調査につきましては、現時点での実施は計画しておりませんが、準備書段階においてフォトモンタージュをお示ししたうえで、住民の皆様からいただいたご意見を事業計画の参考とさせていただきます。

No.	住民等の意見	事業者の見解
18	3) 超低周波音を含んだ騒音 低周波音のアセスを除いているのはおかしい。すでに低周波音の影響と思われる被害者が出ていにもかかわらず逆行する姿勢である。建設後測定するのではなく今評価すべきである。 さらに騒音全体について、風車による騒音だけでなく、建設工事による騒音影響も含めて環境評価は甘い。巨大風車が 100 基程度並んだ時、住民だけではなく生態系への影響についての調査には十分な時間が必要なはずである。世界でもはじめての巨大大事業なのに、これまでの陸上風車とあまり変わらないコメントなど専門家による所見もあまい。 本来なら実証発電機を作り、数年かけてアセスをするべきである。机上のシミュレーションによる評価としか思えない。最初から「事業あり、被害なし」の評価は納得できない。低周波音による累積的影響についての知見も世界的に全くないはずだ。国の参照値だけを根拠にするのではなく、低周波音の被害の実態を十分に調査し、住民の不安を解消すべきである。	騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にするとともに既存の風力発電設備等に関する情報の収集や他事業者との情報交換等を行い、累積的影響について予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を低減いたします。

(意見書 5)

No.	住民等の意見	事業者の見解
19	世界各地で風車からと思われる超低周波振動音などで体具合が悪くなる症状を訴えている人がたくさんいます。 世界中のどこでもまだ検証していない計画がほんとうになればたくさんの沿岸住民に影響が出る恐れがあります。事業者はそこに生きて暮らして働いている数多くの方たちや生きとし生ける動物・植物の生命を脅かしてはなりません。以下の理由で故郷にふさわしくない風車建設に反対します。	騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にするとともに既存の風力発電設備等に関する情報の収集や他事業者との情報交換等を行い、累積的影響について予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を低減いたします。
20	●地域住民の理解が得られていない。そもそも知らない。 署名活動をしていてもこの計画を知っている人がほとんどいません。多くの人にもっと宣伝広告しないと認知されないと思います。	本事業計画については、これまで配慮書や方法書の手続きにおいて、公告（日刊新聞紙掲載）、図書の縦覧、事業者ホームページでの公表、関係自治体広報誌掲載、説明会開催など、住民の皆さまへの周知・説明に努めているところです。 また、地域住民の皆さまの洋上風力への理解を深めるための説明会等を環境影響評価の手続きとは別に開催することを検討しており、一歩ずつ丁寧に事業を進めてまいります。
21	●風車の影響で健康被害に苦しむ人が続出しそうで心配だ。 欧州や中国・台湾・韓国の洋上風力発電所は離岸距離が 10km 以上～100 数十 km あります。この計画のような 2km～5km のように至近距離は異常です。世界中のどこにもこんな近場に建てる計画はありません。いまだに超低周波音が人体を含む環境全てにもたらす影響についての安全かどうかの知見は見いだされていません。見切り発車の建設が後々公害として認定された時、責任を取れますか？	騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にするとともに既存の風力発電設備等に関する情報の収集や他事業者との情報交換等を行い、累積的影響について予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を低減いたします。

No.	住民等の意見	事業者の見解
22	●渡り鳥や野鳥のバードストライク（衝突死）が起こり鳥たちが来なくなりそう。 渡りのルートになっているこの海域に巨大風車群ができれば渡り鳥たちに負荷がかかったり餌場の変更を余儀なくされます。	渡り鳥や海鳥等の鳥類について、現地調査により現況を把握し、影響について予測及び評価を行います。 また、実行可能な範囲内で鳥類への影響を回避又は低減できるよう事業計画を検討してまいります。
23	●鳥海山、日本海、里山の美しい景観と自然環境が破壊されてしまいそう。	景観については、文献調査、眺望点での写真撮影等を行い、十分な現況把握を行います。また、その結果を元に将来の風力発電施設の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測及び評価いたします。 また、実行可能な範囲内で景観への影響を低減できるよう事業計画を検討してまいります。
24	●サーフィン、海水浴、釣りなどのマリレジャーの妨げになりそう。 我々地元民のアイデンティティーが奪われ観光業が振るわなくなります。精神的、経済的な搾取です。	風車の配置の詳細は現在検討中ですが、海岸より 2km 以上離れた場所に設置するなど、船舶の安全や海水浴場の利用等にも配慮したいと考えております。 また、「道川海水浴場」、「本荘マリーナ海水浴場」等は主要な眺望点として選定しており、適切に予測評価を行い、実行可能な範囲で景観への影響を低減できるよう事業計画を検討してまいります。
25	●海洋生物への影響も計り知れない。 ハタハタの生態がまだ良くわかっていない段階で巨大風車建設を強行することは秋田の県魚を絶滅に追いやる危険性を宿し県民に対する冒涇であり人権無視であり民主主義に反します。	ハタハタについては、卵塊や稚魚についても現地調査を行い専門家や地元漁業関係者からのご意見も踏まえ、生息環境への影響を予測及び評価し、実行可能な範囲内でその影響を回避又は低減します。さらに地元漁業関係者との協力を仰ぎながら、地域の発展に資する事業計画を検討してまいります。
26	●漁業の活性化にはならず、地域貢献にもならない。 風車の基礎が漁礁として漁業経営が成り立つようになった実例を世界中どこにも見い出せません。関連産業が誘致された実績もありありません。	当社は、地域の資源・恵みである風を利用していただくことから、地域に恩恵をもたらす事業づくりを目指します。 漁業関係者との共生や地元貢献に関しましては、調査、工事、維持管理の各段階において、漁業関係者や地元企業の皆さまと共に、地域の発展に資する事業計画を検討してまいります。

(意見書 6)

No.	住民等の意見	事業者の見解
27	1、もうこれ以上の風車はいらない。 美しい自然を孫の代まで残したい。秋田の美しい自然は人間の心を癒し、安らぎを与えるものと信じています。 秋田県の電力は十分間に合っています。	環境影響評価の手続きを通じ、実行可能な範囲内で環境に配慮した事業となるよう事業者として努めてまいります。 本事業は、地域住民の皆さまの洋上風力への理解を深めるための説明会等を環境影響評価の手続きとは別に開催することを検討しており、一歩ずつ丁寧に事業を進めてまいります。
28	2、既存の風力発電により、由利本荘・にかほ市では 20 名の皆さんが超低周波音などによる健康被害を訴えています。更に巨大な洋上風力発電により多くの健康被害が想定されます。沿岸に住めなくなります。引っ越ししか避けることができません。	騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にするとともに、既存の風力発電設備等に関する情報の収集や他事業者との情報交換等を行い、累積的影響について予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内

No.	住民等の意見	事業者の見解
	その場合、引っ越し費用は負担できますか。	でその影響を低減いたします。 また、万が一にも本事業による健康被害が確認された場合には速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて専門家の指導・助言を得て適切に対応いたします。
29	3、欧米の洋上風力発電のように沖合 40km 以上の洋上ならともかく、欧米では沿岸とみなされるような、海岸から 1～数 km 以内では、風速は陸上と比べさほど強くはなく、風も安定でもなく、一定でもありません。日本の実証実験でも福島沖 20km の洋上発電事業すら、採算が合わないとい撤去されました。欧米のデータからしても、このような沿岸での風力発電事業は、発電量や発電効率からして、失敗することが明らかなのに、推進するべきではありません。	事業の実現性については、建設・運転コスト、発電量評価、リスク分析等、様々な視点から慎重に検討を行ってまいります。
30	4、地産地消の電気をつくる事業を推進します。 大量の電気を消費する地域には、もっとも有望なのは天然ガス CCGT（コンバインドサイクル・ガスタービン）。CCGT はガスタービンと蒸気タービンを組み合わせ発電を行うものでこれまでの火力発電の発電方法と比較して熱効率が高く、CO ₂ 削減効果も優れています。	国は、2050 年のカーボンニュートラル（CO ₂ 正味ゼロ排出）を目指すことを宣言しており、その中で洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされております。また、化石燃料を使用した発電と比べて、温室効果ガス排出を低減するだけでなく、国内におけるエネルギー自給率を高める上でも有効な発電方法と考えており、エネルギーミックスによる安定的な電力供給にも寄与するものと考えております。

(意見書 7)

No.	住民等の意見	事業者の見解
31	説明会ありがとうございました。前回も参加させていただき意見も出させていただきました。表面上いねいな説明をしていただきましたが納得できる内容ではありませんでした。一問一答で「考慮します。」「配慮します。」とのことでしたが、前回からの進展は、ほとんどありませんでした。 従来のデータをもとに、せまい範囲で考えても、らちがあきません。 国策なので、国が企業や地方自治体に協力してもらい、継続調査をするべきです。このままでは公害になり、企業もにげきれなくなります。一都集中のエネルギー政策にふりまわされず、地産地活のエネルギー産業として生き残るべきです。	説明会に参加頂きありがとうございました。今後の詳細な事業計画の策定や環境影響評価における調査、予測及び評価を行い、国及び自治体の審査を受けます。また、住民説明会において、より丁寧な説明ができるように検討を行っていきたいと考えております。 当社は、地域の資源・恵みである風を利用させていただくことから、地域に恩恵をもたらす事業づくりを目指します。地元の皆さまと共に、地域の発展に資する事業計画を検討してまいります。

(意見書 8)

No.	住民等の意見	事業者の見解
32	海上の風車-海岸より 1.5km はあまりにも近すぎて、大変困ります。反対です。 景観にも悪く、遠くに（10km 以上離す）建ててください。	風車配置については、再エネ海域利用法に基づき、国で指定された海域（促進区域）での風車設置を前提としており、本事業においては、海岸から 2～4km 程度の離隔距離となります。 景観に関しては、準備書段階において、主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ法）によって、主要な眺望景観への影響について予測及び評価を実施します。また、設計において塗装色など必要に応じ

No.	住民等の意見	事業者の見解
		た保全措置を検討し、実効可能な範囲で景観への影響を低減いたします。

(意見書 9)

No.	住民等の意見	事業者の見解
33	今年の夏は、秋田も晴の日が多く、秋田市に行く度に海に浮かぶ男鹿半島が目に入ります。この美しい風景が巨大な風車によってだいに失われることに怒りしかありません。洋上風力発電に反対です。 今まで貴会社以外にも意見書をだしてきました。しかし、回答は貴会社と同じく決まりきった同じような文章。本当に住民のことを考えているのか？と疑問をもたざるをえません。原発へ無関心？無知だった反省から、再生エネルギーについて、風力発電について、私なりに本を読み考えました。11,000kW の大型風車を離岸距離 2km に建設することは、住民の健康被害を考えていません。 国、県そして貴社も経済（利益＝金）ばかり考えていませんか？ 経済的に豊かになったはずの日本人の幸福度はブータンなどの諸外国に比べて低いそうです。日本の風土に適した再エネ（地熱、中小水力）に力を入れて下さい。風力発電は大陸棚のせまい日本にはあいません。	環境影響評価の手続きを通じ、実行可能な範囲内で環境に配慮した事業となるよう事業者として努めてまいります。地域住民の皆さまの洋上風力への理解を深めるための説明会等を環境影響評価の手続きとは別に開催することを検討しており、一歩ずつ丁寧に事業を進めていきたいと考えています。 洋上風力発電は、国が 2050 年のカーボンニュートラル（CO₂ 正味ゼロ排出）を目指す中で大量導入やコスト低減が可能であるとともに経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされています。また、化石燃料を使用した発電と比べて、温室効果ガス排出を低減するだけでなく、国内におけるエネルギー自給率を高める上でも有効な発電方法と考えており、エネルギーミックスによる安定的な電力供給にも寄与するものと考えております。

(意見書 10)

No.	住民等の意見	事業者の見解
34	私は、海岸から 1.5km 位離れた所に住んでおります。本荘マリーナや子吉川河口にある風車からは、2～2.3km 位離れていますが、夜中に風車からの音が気になって眠れない事が多く困っております。 騒音や低周波音の現地調査を、海岸の近くだけでなく、ぜひ私の家の近くでも行ってほしいです。御社の風車からの音と、他社の既存の稼働中の風車からの音が増幅して聞こえてくるのではと心配しております。地形などでも音の届く距離も変わってくると思います。 また、新山小学校や北中学校がある付近、鶴舞小学校や南中学校がある付近、水林地区にある福祉地区の近く等でも行ってほしいです。	騒音及び超低周波音は、距離が離れるほど減衰していきませんが、地形等の状況により騒音の伝搬状況は変わる可能性もあります。 調査にあたっては方法書(p435-441)に記載のとおり、新山小学校・北中学校より海側(地点:騒音⑥)、舞鶴小学校・南小学校より海側(地点:騒音⑦)の調査地点 2 か所において、現地調査を行う計画であり、予測にあたっては、標高データ等を用いて地形による音の伝搬状況等を考慮して内陸部も含めた面的な予測を行うことで、本事業による影響は適切に把握できると考えております。

(意見書 11)

No.	住民等の意見	事業者の見解
35	30km もの沿岸に世界的にも例の少ない巨大風車を多数設置する計画でありますので、特に慎重な調査が必要であります。 調査地点がたった 3 か所から数か所だったり、調査予定期間がわずか 15 日連続だけだったりではいけません。調査はせめて最低でも風車設置予定地点ごとに行い、年間を通じてするべきものです。 1. 住民の健康被害特に、睡眠障害については、既に住民に多発しているが、従来の沿岸の陸上風車	本事業の調査、予測及び評価にあたっては、従来から用いられてきた手法の他、最新の知見及び先行事例の知見の収集とともに、専門家等の助言を踏まえて計画を策定し、調査地点や期間を検討しております。 騒音及び超低周波音による影響に関しては、方法書において評価項目に選定し、国内外における最新の事例や最新の知見を参考にすると共に既存の風力発電設備等に関する情報の収集や他事業者

No.	住民等の意見	事業者の見解
	の影響か、今後海上に設置する風車の影響か、区別できるように、現状の住民の睡眠障害などの状況について、詳しく調査し、影響を予測するべきである。 こうした調査は県、市ともに、「事業者が行うべきである」としているの、事業者の責任において詳細に実施するべきものである。配慮書への住民からの意見に対しても「最新の事例と最新の知見を参考にしながら調査、予測を実施し――」と明記しているの、期待されるところである。	との情報交換等を行い、累積的影響について予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を低減いたします。
36	2. 魚類の調査は法定協議会においても、専門家が「詳しいことは何もわかっていないので、詳しい調査が必要である」としており、協議会でもそれを認めているので、計画海域の数か所だけではなく、計画海域では最低でも風車設置予定箇所ごとに、更に周辺 10～20km を含めた詳しい調査を実施するべきである。 ・ 具体的には、特にハタハタの産卵状況、産卵場、稚魚の生息場所の特定。稚魚が成長するに連れて徐々に深海に移動して行く年変化の追跡が必要である。それを元に環境影響を予測するべきである。 ・ ノドグロ、ハッカク、メダイなどをはじめとした水産資源として特に重要な深海性魚類は、浅い場所に産卵し、稚魚は浅い海域で暮らし、成長に従って徐々に深海に移動していることが明らかになったので、その産卵場所と稚魚の生息場所の特定と徐々に深海に移動して行く年変化の追跡の詳しい調査を実施し、影響の有無を予測する必要がある。 ・ サクラマスなどサケマス類の回遊状況、特に海に下った仔魚の生息場所と成長に伴う移動、親魚の遡上前の生息域を明らかにし、影響を予測するべきである。 ・ マダイ、ブリ、マアジなどの重要魚種は水深 100m 以下特に 30m 付近に生息していることが多く、稚魚は更に浅い場所に生息していることがわかっているの、詳しい分布、生息調査を実施時、最も生息数の多い水深の場所を広く開発することの影響を予測するべきである。 これらの調査は、国、県、市とも「事業者が行うべきである」としているの、事業者の責任において詳細に実施するべきものである。	環境影響評価における魚類の調査は、重要な種等への影響を評価し、環境保全に配慮した事業とするために行うもので、国（経済産業省）が示す「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年）を基本に、専門家から得られた助言、指導を踏まえ適切に調査、予測及び評価を行います。また、実行可能な範囲内でその影響を回避又は低減いたします。 ハタハタは、文献上の重要な種には該当しませんが地域を代表する種として認識し、専門家からの助言、指導並びに地元漁協、関係機関などの協力を仰ぎながら、現況の最新情報を収集し、適切に調査を行ってまいります。 なお、本海域の魚類については、地元にとっても貴重な水産資源であると認識しておりますので、環境影響評価とは別に水産資源に関する漁業影響調査について実施する計画です。
37	3. 打設音による稚魚への影響調査 モノパイルの打設音により、魚類の浮袋が破裂したり、出血を起こして死滅させたという調査結果や稚魚は特に影響を受けやすいとの文献が多いので、事業者自ら実態調査と実験を実施し、影響を評価するべきである。まずは、能代港、秋田港で実施の秋田洋上風力株式会社の打設工事の騒音、低周波音の稚魚への影響の詳しい実態調査を実施するべきである。 ・ 風間健太郎 2012 洋上風力が海洋生態系におよぼす影響 保全生態学研究 17 : 107-120	モノパイル基礎の打設時の騒音対策に関しては、欧州の最新の知見を参考にしながら、騒音影響の調査、予測及び評価を行います。また、欧州の最新の知見も踏まえ、低騒音のハンマーの採用や騒音漏れ防止用のカバーでハンマーを覆うことによる騒音低減策等を検討し、実行可能な範囲内で騒音影響を低減いたします。 なお、打設音による稚魚への影響についても、知見の収集に努め、打設音の発生により稚魚への影響が低減できるような工事計画となるよう検討を行ってまいります。

No.	住民等の意見	事業者の見解
	(2012) - Wahlberg and Westerberg 2005 Hearing in fish and their reactions to sounds from offshore wind farms. Marine Ecology Progress Series 288:295-309. - Pepper AN and Hastings MC 2009 The effects of anthropogenic sources of sound on fishes. Journal of Fish Biology 75:455-489. など	
38	4. 藻場の調査 藻場は魚類特に稚魚の生育に不可欠な場所であり、代表的な場所だけではなく、全域に渡って、最低でも風車設置予定地相当部ごとに場所と種類を詳しく調査し、影響を評価するべきである。	藻場については、「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書(干潟・藻場・サンゴ礁調査)第2巻 藻場」(環境庁、平成6年)、「第5回自然環境保全基礎調査 干潟・藻場・サンゴ礁調査」(環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和3年4月)によれば、対象事業実施区域から約2km離れてテングサ場、ガラモ場が分布していますが、対象事業実施区域内には分布していません。藻場を形成する海藻類が生育する海底地質は岩盤ですが、対象事業実施区域内の海底地質は砂質(主に細粒砂)であることから、藻場が分布する可能性はほとんどないものと考えております。そのため、藻場の調査ではなく、海藻草類の現地調査を実施し、影響予測を行ってまいります。
39	5. 騒音、低周波音は少なくとも20kmの範囲でまんべんなく詳しく調査し、予測するべきである。 本計画は世界的にも稀な巨大風力発電機を非常に多く建設するものであるから、既存のデータはほとんどなく、何が起こるかかわからないと考えるべきであるので、まずは、暗騒音を含めて、現状を詳しく調査して、影響を予測、評価するべきである。 まずは、能代港、秋田港で実施の秋田洋上風力株式会社の打設工事の騒音、低周波音の測定と住民への影響の調査を行い。本計画の予測に反映させるべきである。	調査地点については、打設工事等の工事による騒音、風力発電機の稼働による騒音・超低周波音の影響が及ぶ恐れがある地点として、対象事業実施区域の近くで住宅等の配慮が特に必要な施設等が存在する地点として、方法書に示した10地点を前提として、現状の暗騒音、残留騒音を適切に把握して予測を行ってまいります。 なお、他事業者が実施している能代港、秋田港の工事と、本事業で検討している工事の騒音低減策等が異なるため、能代港、秋田港の測定結果を本事業の予測に直接反映させることは難しいと考えておりますが、参考情報として収集に努めてまいります。
40	6. 水中への騒音、低周波音の伝搬予測 一般に水中では、空気中より音は減弱しにくく、より遠距離まで伝搬する。当事業実施時の打設音、風車の稼働音などの水中での大きさと伝搬予測を行うべきである。 それには、能代港、秋田港で実施の秋田洋上風力株式会社の打設工事の水中騒音、低周波音の測定と魚類への影響調査を行い。本計画の予測に反映させるべきである。	水中音については、工事中の打設音並びに風力発電機の稼働音について伝搬予測を行ってまいります。 なお、他事業者が実施している能代港、秋田港の工事と、本事業で検討している工事の騒音低減策等が異なるため、能代港、秋田港の測定結果を本事業の予測に直接反映させることは難しいと考えておりますが、参考情報として収集に努めてまいります。
41	7. 海流、特に沿岸流、向岸流、離岸流の調査と季節変化の把握が環境影響調査には必須であるので、全域に渡って、最低でも風車設置予定箇所ごとに、1年以上詳細に調査し、影響を予測するべきである。 イギリスグレートヤーマスなどでも発生した浅瀬の消滅、砂地への泥の堆積などの影響の予測をするべきである。	国内外の事例等を踏まえると、基礎の設置で生じる海水の流れの変化は基礎の近傍に限られるとされており、海底地形の変化はほとんどないものと考えております。 引き続き洋上風力による海流への影響等について最新の知見の収集に努めてまいります。

No.	住民等の意見	事業者の見解
42	8. 鳥類調査は予定海域全体に渡って海上で、渡りの時期だけではなく、年間を通じて夜間も含めて詳しく調査するべきである。 場所によっては天然記念物に指定されているウミネコ、オオミズナギドリ、ウミスズメ類、ウミツバメ類などの海鳥は年間を通じて移動を行っているため、年間を通じてのレーダーを用いた飛行高度も把握する詳しい調査が必要である。夜間の方が移動する鳥類は多いので、夜間の調査は必須であると考えなくてはならない。	鳥類調査については、1年間の調査を予定しております。各項目の調査時期については、専門家からのご助言をいただき設定しており、適切に生息状況を把握できるものと考えております。 また、本海域は文献その他の資料調査により渡りルートになっている可能性があることから、夜間の飛翔も含め把握できるようレーダー調査は各渡りの時期に設定し、実施してまいります。
43	9. 景観への影響は、砂浜の多い秋田県では非常に広範囲に及ぶので、計画海域が見える範囲で影響を予測するべきである。 本計画は世界的にも稀な巨大風力発電機を非常に多く建設するものであるから、特に広範囲での予測が必要である。	景観に関しては、公的ホームページおよびパンフレットにおいて日本海を含む眺望に関する情報が紹介される眺望点及び住宅等の存在する地区を主要な眺望点として選定し、眺望景観への影響を予測・評価いたします。 選定する眺望点は、「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ）調査・予測の進め方について～資料編～」（環境省 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年）に掲載されている、「垂直視角と送電鉄塔の見え方」によれば、垂直見込角が1～2°を超えると景観的に気になり出す可能性があることとされていることから、風力発電機（風車高さ230m程度）が垂直視野角1度以上で視認される可能性がある範囲を景観的な影響が生じうる範囲とし、風力発電機設置区域から約13.2kmの中から南北にかけて広く選定（26地点）しています。
44	10. 風車の影は夕日が海に沈むの見える相応に広い範囲で影響が予測される。本計画は世界的にも稀な巨大風力発電機を非常に多く建設するものであるから、計画海域に夕日が沈むの見える範囲で影響を調査し、評価するべきである。	風車の影の影響は、夕日の時間帯（太陽高度3度以上）を含め、年間を通して太陽の動きを考慮した数値シミュレーションにより、風車の影がかかる年間及び1日の最大時間で評価いたします。 また、洋上風力における風車の影の最新の知見の収集に努めることにいたします。

（意見書12）

No.	住民等の意見	事業者の見解
45	風力発電が脱炭素に貢献するその仕組みについて調べていますが、よくわかりません。貴社のお考えをお聞かせいただきたい。 1. 由利本荘沖で建設予定の風力発電の生み出す電力は、全量東北電力で買い取られることを想定していると思われませんが、東北電力管内は電力供給能力が需要量を大幅に上回っているため送電系統は容量一杯であり、風力発電が余剰に発電したとしてもそれを系統内に有効に取り入れることはできないと思われそうです。東北電力の事業報告書を見ても再エネ電力の記載はなく、既存電力だけで需要を賄っていることが読み取れます。貴社事業の供用時にこれを解決する新しい基幹送電網の増設計画があるのですか。もしあるとすれば具体的な計画を教えてください。	洋上風力発電所は東北北部エリアの系統に接続されます。系統については、東北北部エリアの電源接続案件募集プロセス（系統連系希望者の希望等により、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の系統連系希望者により工事費を共同負担して系統増強を行う手続）が完了し、基幹系統の増強工事が進んでおります。この基幹系統の増強については、今後接続が予定される洋上風力発電を含む再生可能エネルギーの接続も考慮した上で計画されております。
46	2. 風力発電が脱炭素に貢献するためには再エネ発電量に応じて火力を増減する電力調整の仕組み	火力発電は、現在も需給バランスの調整に重要な役割を果たしています。風力発電は風況の変動

No.	住民等の意見	事業者の見解
	が必要であると考えますが、このような仕組みの整備はされているのでしょうか。需要予測値からの変動に合わせて火力を調整するという現在の手法では、風力のような予測不可能な電源が入ると系全体としてはこの需要変動幅が大きくなったように見え、制御が追い付かなくなって停電リスクが高まると危惧しますが、その対策は取れているのでしょうか。AI 技術や蓄電池などの未確定な技術ではなく、貴社事業の供用時に実用化されている方法でお答えください。	により供給量も変動するため、それを調整する役割として火力発電の役割も重要と考えています。電力の需給バランスの調整は一般送電事業者の役割であり、再生可能エネルギーの導入増加による環境変化を見据えつつ、電力システム全体で電力系統の運用に関する検討は進められているものと理解しております。
47	3. 私の調べたところ、現在巷で議論されている再エネ比率何%という値は、実際の電力網内での混合比率ではなく、再エネ売電量と全消費量の比率から求めた、電力取引市場における名目的な値であり、「再エネが増えたらその分だけ火力の稼働率が減るはず」という理想的な仮定を設けた計算値です。需給に合わせて発電を調整できない風力発電は火力のバックアップがないとそのままでは使えない電力であり、このような仮定は全く成り立ちません。今やるべきことは風車をたくさん建てて帳尻を合わせるのではなく、再エネ電力を有効活用できる需給制御の仕組みを早急に確立し、その実用性を検討することではないでしょうか。 国策として進められている再エネ事業ですから貴社だけに責任があるわけではないと理解していますが、貴社にはエネルギーの安定供給を保障するという本来の仕事にこそ専念していただきたいと強く希望します。	国は、2050 年のカーボンニュートラル (CO₂ 正味ゼロ排出) に向け、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入すること目標とし、再生可能エネルギーの導入量については、様々な観点から議論が進められていると理解しています。再生可能エネルギー電源を有効活用するため、国としても電力の調整力の適切な確保、送電網の整備等の検討を進めていると理解しています。 当社としましては、発電事業者として持続的な運営による安定的な発電に努めてまいります。

(意見書 13)

No.	住民等の意見	事業者の見解
48	1. 鳥類の調査について ・ 渡りの定点調査の回数について 方法書では、渡りの定点調査は春、夏、秋、冬の 4 季に各季 1 回 3 日間とされていますが、これでは不十分と考えます。 由利本荘市の沿岸は男鹿半島からにかほ市象潟にかけてちょうど弧を描くように湾曲しており、移動する際海上を通るのが近道になるため、多くの鳥類が建設予定地の海域を利用します。ピーク時には何千羽という鳥が何日間にも渡って飛びます。日頃観察をしている立場から見ると、方法書に記されている 3 ヶ月に一度の定点調査では実態を正確に把握することは不可能です。 具体的には春の渡りは 2 月半ばから 5 月下旬まで、秋の渡りは 8 月半ばから 12 月まで断続的に非常に多くの種類の鳥が南北に移動します。鳥種によって渡る時期が違うので少ない調査日数では特定の種類の鳥の渡りを見逃すことになります。また、12 月から 2 月の越冬期にもカモメ類やガン・カモ・ハクチョウ類が餌場を変えるため頻繁に移動します。これらの時期には毎月定点調査を行うべきです。	渡りの調査について、定点調査は、4 季の実施、夜間も観測できるレーダー調査は渡来期 (9~11 月)、北帰期 (3~5 月) の 2 季にそれぞれ各季に 1 回 3 日間実施します。 その他、希少猛禽類を対象とした定点観察法による調査を 1 年間に各月 1 回 3 日間実施し、この調査の際に、渡りが確認された場合には、渡りの記録を行います。 このため、現計画での鳥類の渡りの移動経路の把握はできるものと考えております。

No.	住民等の意見	事業者の見解
49	・ 調査の時期について 渡りの時期や期間はその年の天候により大きく変わるため、気温・積雪量及び南の越冬地・中継地の状況をよく調べた上で臨機応変に設定することが必要です。近年は渡去期が早まる傾向にあり、過去の事例にとらわれていると渡りのピークを逃す可能性があります。渡りのピークを外した調査結果では十分な予測評価を行うことはできず、供用後に大きな被害が出る恐れがあります。特にレーダー調査などの調査日数の少ない調査では、ピーク時を見誤ると必要なデータはとれません。調査日は固定せず、状況に応じて日程を変更できる態勢を整えておくことが必要です。	ご指摘の通り、近年は渡去期が早まる傾向にあると認識しております。調査日の設定にあたっては、南の越冬地・中継地の状況を事前に把握し、また気温、積雪量等の気象状況も確認して、留意いたします。
50	・ 海鳥について 海鳥の減少が世界的に問題になっており、日本においても身近な鳥とされていたオオセグロカモメとウミネコが激減し、北海道で準絶滅危惧種に指定されました。対象事業実施区域の沖合にはウミネコの繁殖地飛島があること、冬季に対象事業実施区域全体がオオセグロカモメをはじめとするカモメ類の重要な採餌地となっていることから、風車の存在がこれらの鳥類に重大な影響を与え、減少に拍車をかけることが危惧されます。カモメ類のような個体数の多い種は生態系の機能や安定性に与える影響が大きいとされているため、調査対象の重要種にカモメ科海鳥を含めるべきと考えます。	船舶による鳥類調査では、天然記念物の指定や環境省レッドリストの選定種以外の鳥類についても、記録を行ってまいります。 また、飛島は重要度の高い海域として認識しており、鳥類調査においては、飛島を繁殖地とする種は、特に注意しながら記録を行ってまいります。
51	2. 魚の動きについて 魚食性の鳥類の評価をする際、餌となる魚類や魚卵の動きと関連付けながら行うことを希望します。風車の稼働後、風車構造物の存在により潮流がどのように変化するか予測してください。さらに潮流の変化により海底の砂泥層にどのような変化が起こるか、またその結果ハタハタ等魚類の産卵や、砂泥地に生息するヒラメやカレイ等魚類、その他の底生生物にどのような影響が及ぶのか可能な限り長期スパンでシミュレーションしてください。 水生生物に影響が出るとそれを捕食する鳥類にも影響が出るため、魚食性の鳥類（ミサゴ、アジサシ、コアジサシ、海ガモ類、カモメ類、その他海鳥）の採餌行動、採餌する魚種、繁殖状況、個体数の現状を正確に把握し、魚の動きと合わせて影響を予測していただきたいです。	国内外の事例等を踏まえると、基礎の設置で生じる潮流の変化は基礎の近傍に限られるとされており、本事業による潮流の変化はほとんどないものと考えております。一方で、風車建設により構造物が新たに存在することで、底生生物や魚類の蛸集効果も考えられます。このような状況も考慮して、魚類や鳥類に対する影響について、予測及び評価を実施してまいります。
52	3. 軽減措置について 貴社事業計画で採用される風車は最大高さ230mと巨大で、これが30kmに渡って並べば鳥類の移動の大きな障壁となることが予想されます。入念な調査を行い、風車の建設が鳥類にどのような影響を及ぼすか正確に評価し、それを軽減するための有効な措置を具体的に示してください。	風車建設による鳥類に対する影響については、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を検討してまいります。その結果は準備書でお示しいたします。
53	4. 環境負荷軽減策に伴うコストについて 再エネ海域促進法によって入札制度が導入され、1kW当たりの単価が当初より下がることが期	事業計画の策定にあたっては、環境影響評価、環境保全措置、事後調査に関する費用について、適切に確保してまいります。

No.	住民等の意見	事業者の見解
	待されているようですが、これによって環境影響評価や稼働後のモニタリング、環境への軽減措置等への費用が確保できるのかを懸念します。コスト重視のあまり、環境影響評価の調査がおざなりになることのないようお願いします。また、事業が実施された場合、事後調査や環境への軽減策にかかるコストはあらかじめ確保していただくようお願いいたします。具体的には売電価格の何パーセントを毎年これに充てていただけるのかお考えをお聞かせください。 以上、この意見はまとめることなく全文掲載していただくようお願いいたします。	

(意見書 14)

No.	住民等の意見	事業者の見解
54	2020年10月15日付で貴社に提出した当該事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書の中で述べたように、対象事業実施区域（以下、計画地という）を含む周辺海域（以下、当該海域という）は、海鳥の重要生息地（マリーン IBAs）の選定海域であり、渡り鳥の重要な経路と重なっていること、また、計画地の周辺で繁殖する希少猛禽類であるミサゴの採餌海域となっていることなどから、鳥類の保全の観点から考えて、当該海域は計画地から除外されるべきである。そのため、本事業は環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。 貴社が、この海域であえて事業を進めるのであれば、鳥類および海洋生態系に対する影響が回避されていることを確実に証明できなければならない。そのためには、綿密な調査に基づいた環境影響評価を行うことが必要であり、甚大な影響があることが予想された場合は、影響の軽減のために、計画の大幅な修正を行うべきである。 以下に現地調査を行う場合の注意点を述べるが、ここでの意見は、前述の立場に立ったうえで、方法書の記載内容について述べるものであり、準備書の段階に進むことを容認するものではない。	いただきましたご意見に留意し、今後現地調査を実施し、鳥類等の生息状況の把握に努めてまいります。また、その後は影響について予測、評価を行い、必要な保全措置を検討してまいります。
55	1. 方法書に記載されている鳥類調査の方法について (1) 渡り鳥調査（定点観察法による調査）について 計画地および当該海域の渡り鳥の状況を調べるのに、方法書に記載されている春（3～5月）・夏（6～8月）・秋（9～11月）・冬（12～2月）の4季において各季1回3日間を計4回ののべ12日間という調査回数では、計画地および当該海域の渡り鳥の状況を把握するには不十分である。渡り鳥の状況は下記に示すように、それぞれの鳥の種類により渡りの時期が異なるため、定点観察調査は毎月行うことが望ましい。特に春（2月中旬～5月下旬）と秋（10月中旬～11月中旬）は数多くの渡り鳥が計画地周辺を移動しているため、調査回数・日数ともに他の時期よりも多く実施し、風車の建設による渡り鳥への影響の有無を評価するべきである。また、夏（6～8月）および冬（12～2月）は、本来は渡り鳥の渡来・渡去の時期ではないため、この時期に実施する鳥類調査は、例えば、一般鳥類調査、	渡りの調査について、定点調査は、4季、夜間も観測できるレーダー調査は渡来期（9～11月）、北帰期（3～5月）の2季にそれぞれ各季に1回3日間実施します。 その他、希少猛禽類を対象とした定点観察法による調査を1年間に各月1回3日間実施し、この調査の際に渡りが確認された場合にも、渡りの記録を行います。 このため、現計画で鳥類の渡りの移動経路の把握はできるものと考えています。 なお、渡り調査の詳細な実施時期については、いただきましたご意見及び日本野鳥の会秋田県支部ホームページの情報を参考にさせていただきます。

No.	住民等の意見	事業者の見解
	任意定点調査、越冬鳥類調査など、別の調査項目を設定したうえで調査すべきである。 【日本野鳥の会秋田県支部による計画地および当該海域における渡り鳥の確認状況】 (春) ・2月～4月上旬はガン(写真1)・カモ・ハクチョウ類がそれぞれ少しずつ時期をずらしながら計画地および当該海域を通り、北へ移動する。近年の動向としてガン類の渡りは2月から動きがあることが多いため、調査の時期はその年の天候を見ながら慎重に設定すべきである。ガン類が洋上を飛翔する様子は秋田県支部HPに掲載されているので参照いただきたい(tantyoakita.la.coocan.jp/yurihonjo-furyoku.html)。また、陸ガモおよび海ガモを含むカモ類は種類によって渡去の時期が半月から1か月程度異なることに留意すべきである。オオセグロカモメ等のカモメ類もこの時期に渡去する。 ・3月～5月にはオジロワシ(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類・国内希少野生動植物種)が由利本荘市付近から渡去し、ミサゴ(環境省レッドリスト準絶滅危惧)が飛来する。またノスリ、サシバ(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)・ハチクマ(環境省レッドリスト準絶滅危惧)が飛来・北上する。さらに、ミズナギドリ類(写真2)、サギ類、シギ・チドリ類、アジサシ・コアジサシ(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)、ヒヨドリ(写真3)等の渡りが計画地および当該海域で確認されている。 (秋) ・8月中旬～9月下旬にはシギ・チドリ類が計画地および当該海域を南下する。また、サギ類が南下する可能性がある。 ・8月下旬～10月にはサシバ、ハチクマ等のタカ類が計画地および当該海域を通して南下することが確認されている。 ・10月～11月中旬にはハクチョウ類、淡水ガモ類、ダイサギ(写真4)の渡りが計画地および当該海域で確認されている。また、ノスリ等の渡りが計画地沿岸で確認されており、当該海域も利用する可能性がある。 ・11月～12月にはガン類が南下するが、計画地および当該海域を利用することが確認されている。また由利本荘市付近にシジュウカラガン(環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠA類)が飛来するが、計画地および当該海域を利用する可能性がある。 ・11月～12月には由利本荘市付近にオジロワシが飛来するが、この時に計画地および当該海域を利用する可能性がある。	
56	(2)越冬期の定点調査の実施の必要性について 12月～2月にはガン・カモ・ハクチョウ類が天候や積雪量によって越冬地間の移動を繰り返す。また、ミツユビカモメ、カモメ、ワシカモメ、シロカモメ、セグロカモメ、オオセグロカモメ等のカモメ類は餌動物の移動や天候に応じて港湾・沿岸から沖合の間で移動を繰り返す。そのため、貴社は12月～2月にも毎月定点調査を実施し、こういった冬の鳥類の生息状況を把握したうえで、風車の建設による鳥類への影響を評価すべきである。	天候や積雪量によって越冬地間を移動することについては、専門家からもご助言いただきました。今後も、本事業地の情報収集に努めて参ります。渡り調査としては、12月から2月に1回としておりますが、猛禽類調査については、1年間毎月の実施としており、猛禽類調査で確認された渡り鳥についても記録に努めるとともに、カモメ類が餌動物の移動や天候に応じて港湾・沿岸から沖合の間で移動を繰り返す行動も把握してまいります。 また、平沢漁港や海岸についても現在予定して

No.	住民等の意見	事業者の見解
	なお、鳥類の観測地点には計画地南端から約2km南に位置するにかほ市の平沢海岸と平沢漁港も含めるべきである。平沢漁港周辺は、この海域の中でも屈指のカモメ類の集合場所であり、計画地との往来も頻繁に確認されていることから風車の建設がこれらカモメ類の動きに影響を与えることが懸念される。平沢海岸、平沢漁港のカモメ類の状況を把握し、影響について評価するべきである。	いる定点からの観察により、飛翔の有無については確認が可能と考えておりますので、適切に記録を行ってまいります。
57	2. その他、調査の実施にあたり留意すべき点について ・ガン・カモ・ハクチョウ類の春の渡りや移動の時期や経路は、その年または時期の積雪量や気温によって大きく変わる。また、鳥類でも特にガン・カモ・ハクチョウ類は晴天時のみならず、強風や降雪などの悪天候の日でも飛翔することがある。そのため貴社は、これらの鳥類の生息状況を調査するにあたり、2月中旬から3月下旬までの間は計画地および当該海域周辺において、任意の定点調査を複数回実施できるような体制を準備すべきである。なお、調査は悪天候の日にも実施し、鳥類が風車を視認しづらい悪天候時の行動に関するデータについても取得し、影響を評価すべきである。	ガン・カモ・ハクチョウ類の春の渡りや移動の時期は。近年渡去期が早まる傾向にあると認識しております。調査日の設定にあたっては、南の越冬地・中継地の状況を事前に情報を収集し、また気温、積雪量等の気象状況も確認して、留意いたします。 また、調査期間内で天候の良い日に限らず実施したい（荒天による出航禁止等で調査できない日を除く）と考えていますので、天候変化による鳥類の行動も確認できると考えております。
58	・貴社が設置予定の風車は、海面からの高さ約230m、ローター直径が200mという巨大なものであり、計画地および当該海域を飛翔するガン・カモ・ハクチョウ類の飛翔高度や飛翔空域と大きく重なる。これらの鳥類がこの風車の高さを越えるため、または迂回するためには、かなりのエネルギーを消費する。英国の研究では、鳥類が風車等の障害物を10km迂回すると、一日に消費する飛翔のためのエネルギーの20%をより消費することが分かっている（E. Masden 2010）。鳥類への影響を詳細に把握し予測するためには、まず、鳥類の飛翔高度および飛行経路を正確に調べ、どの程度の迂回距離等が生じる可能性があるかを予測する必要がある。これを実現するためには、Vector21AERO（SAFRAN社製）のような、レーザーにより対象物の位置（緯度・経度、標高、対象物までの距離、仰角）や対地高度を算出することができるレーザー測距機等を使うことが望ましい。	ガン・カモ・ハクチョウ類については、対象事業実施区域周辺が渡りの移動経路となっている可能性を踏まえ、調査を実施いたします。その際には、飛翔高度、飛翔方向についても記録を行います。渡りの調査については、ガン・カモ・ハクチョウ類の群れ等を対象とし、飛翔経路等を把握できるレーダーを用いた調査を実施する予定としております。
59	・ミサゴは、由利本荘市付近へ3月上旬に飛来し、繁殖する。そして、11月初旬から中旬頃になると南へと移動する個体が多い。当該海域は魚食性のミサゴの重要な採餌場所となっている。そのため、ミサゴの行動圏と設置予定の風車の影響の有無を適切に把握するためには、単に計画地で採餌の際に利用する海域だけでなく、営巣位置や巣場所周辺の環境、繁殖状況等も把握する必要がある、その際には繁殖を阻害しないように慎重に調査を行うべきである。 また、先進地欧州において、洋上風力発電の打設工事後、数年たってもニシンがその海域を訪れることがなくなったとの報告がある（Wildlife and Wind Farms, conflicts and solutions, Martin Perrow, 2019）。当該海域でハタハタをはじめとする魚類が減少した場合、鳥類にどのような影響があるのか予測し、評価すべきである。	魚食性のミサゴについては、定点観察法による調査を1年間に各月1回3日間、繁殖状況に注意しながら調査を実施して、行動についても記録を行い、必要に応じて営巣位置情報の把握について検討いたします。また、本事業による魚類に対する影響についても、予測及び評価を行い、必要な保全措置を検討してまいります。

No.	住民等の意見	事業者の見解
60	・秋田港・能代港において先行する洋上風力発電事業の打設工事が始まっているが、打設音が魚の動きを遠ざけていることが一般市民による測定で確認されている。貴社が設置予定の風車はこの風車よりサイズが大きいため、秋田港や能代港の事業よりも大きな影響が出ることが予測される。魚群の動きの変化は魚食性鳥類の分布にも影響を与える可能性が高いため、実際にどのくらいの音が出るかシミュレーションを行い、それが魚群の動きに与える影響を予測し評価すべきである。 なお、この意見は概要にまとめる際に原文を掲載し、添付写真も掲載または添付することを希望する。	水中音については、工事中の打設音並びに風力発電機の稼働音について伝搬予測を行ってまいります。 これらの予測結果や専門家の意見の聴取をふまえて、魚類に対する影響を予測及び評価し、必要な保全措置を検討してまいります。
添付資料	<添付資料>  (写真1) 2018年2月22日 ガン類、本荘浜沖1～1.5 km 本荘浜より撮影  (写真2) 2000年4月30日 オオミズナギドリ 象潟沖約10 km付近 飛島航路にて撮影	

No.	住民等の意見
添付資料	 (写真3) 1997年5月3日 ヒヨドリ 象潟沖約10km付近を北上 飛島航路にて撮影  (写真4) 2020年11月6日 ダイサギ 本荘浜沖約600m 本荘浜より撮影

(意見書 15)

No.	住民等の意見	事業者の見解
61	本事業が特定企業の利(特に外国のメーカー)だけにならないよう、願います。環境だけではなく、地域に大きな貢献となるよう、雇用や観光に力を入れてほしい 海上だから漁業だけ優先では困る法律に沿ってどんどん進めて下さい	当社は、地域の資源・恵みである風を利用させていただくことから、地域に恩恵をもたらす事業づくりを目指します。地元の皆さまと共に、地域の発展に資する事業計画を検討してまいります。

日刊新聞紙に掲載した公告

秋田魁新報（令和3年7月2日付）（21面）

（仮称）秋田県白川市沖野上インドライム事業に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、環境影響評価法（以下、同法）の施行期日である令和三年七月二日現在、秋田県白川市沖野上インドライム事業に係る環境影響評価書の作成に当たって、次のとおり公告します。	一、事業の名称 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二、事業の所在地 秋田県白川市沖野上インドライム事業	三、事業の概要 秋田県白川市沖野上インドライム事業	四、事業の進捗状況 秋田県白川市沖野上インドライム事業	五、事業の環境影響 秋田県白川市沖野上インドライム事業	六、事業の環境対策 秋田県白川市沖野上インドライム事業	七、事業の環境監視 秋田県白川市沖野上インドライム事業	八、事業の環境報告 秋田県白川市沖野上インドライム事業	九、事業の環境説明 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十、事業の環境協議 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十一、事業の環境審査 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十二、事業の環境承認 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十三、事業の環境実施 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十四、事業の環境評価 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十五、事業の環境改善 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十六、事業の環境報告 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十七、事業の環境説明 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十八、事業の環境協議 秋田県白川市沖野上インドライム事業	十九、事業の環境審査 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十、事業の環境承認 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十一、事業の環境実施 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十二、事業の環境評価 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十三、事業の環境改善 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十四、事業の環境報告 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十五、事業の環境説明 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十六、事業の環境協議 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十七、事業の環境審査 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十八、事業の環境承認 秋田県白川市沖野上インドライム事業	二十九、事業の環境実施 秋田県白川市沖野上インドライム事業	三十、事業の環境評価 秋田県白川市沖野上インドライム事業
---	--------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

自治体広報誌への掲載

「広報 ゆりほんじょう」令和3年7月1日号掲載 (P.14)

■「(仮称) 秋田県由利本荘市沖
洋上ウインドファーム事業に
係る環境影響評価方法書」の
縦覧と説明会を行います

事業者名称 秋田由利本荘洋上
ウインドエナジー(株)

事業の種類 風力発電(洋上)

事業の規模 73万^{平方}メートル

対象事業実施区域
由利本荘市沖、秋田港の一部
および本荘港の一部

縦覧
期間 7月2日(金)～8月2日(月)
8時半～17時(平日のみ)

縦覧場所 市役所エネルギー政
策課、西目総合支所市民ホー
ル、岩城総合支所市民サービ
ス課

※事業者ホームページから電子
縦覧もできます(7月2日から
閲覧可能)。



▲縦覧ページに
アクセスします

住民説明会
日時

7月10日(土)	19時～20時
7月11日(日)	13時～14時

会場 ホテルアイリス 葛蒲

※参加の際は新型コロナウイルス
感染症対策にご協力をお願い
します。事業者ホームページか
ら最新の情報をご確認ください。
意見書の提出 環境保全の見地
からのご意見は、8月16日(月)
までに、書面に住所、氏名、
意見の内容を記入の上、縦覧
場所に備え付けの意見箱に投
函いただくか、問い合わせ先
に郵送してください(郵送は
到着分まで)

問い合わせ 九電みらいエナジー
(株)エンジニアリング第1本部
総括・環境部 ☎092・9
81・0981(平日9時～
17時)
福岡市中央区薬院3-2-23
KMGBビル8階

自治体広報誌への掲載

「広報 にかほ」令和3年7月15日号掲載 (P.7)

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業」の環境影響評価方法書の縦覧

▼縦覧期間／8月2日(月)・9時～17時 ▼縦覧場所／まちづくり推進課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班 ▼意見の提出／環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由含む)を記入し、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函するか、左記まで郵送 ▼提出期限／8月16日(月)

※事業概要および方法書は下記QRから電子縦覧できます。



☎ 810・0022 福岡県福岡市中央区薬院3・2・23 KMGビル8階／九電みらいエナジー(株)エンジニアリング 第1本部総括・環境部 ☎ 092・981・0981

Information

由利本荘市ホームページに掲載されたお知らせ

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業」環境影響評価方法書の縦覧と説明会のお知らせ

環境影響評価法に基づき、事業者である秋田由利本荘洋上ウインドエナジー株式会社が計画している「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧と説明会が行われます。

つきましては、環境の保全の見地からの意見を求めるにあたり、下記のとおりお知らせいたします。

●事業の概要

【事業の名称】(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業

【事業者】秋田由利本荘洋上ウインドエナジー株式会社

【事業の種類】風力発電(洋上・着床式)

【事業の規模】730,000kW

【対象事業実施区域】由利本荘市沖、秋田港の一部および本荘港の一部

●環境影響評価方法書の縦覧

【期間】令和3年7月2日(金)から令和3年8月2日(月)まで

【場所】由利本荘市役所 本庁舎 エネルギー政策課

西目総合支所 市民ホール

岩城総合支所 市民サービス課

【時間】8時半～17時(土日・祝日を除く)

※なお、方法書については下記の事業者ホームページから令和3年8月2日(月)まで閲覧することができます。

秋田由利本荘洋上ウインドエナジー株式会社(外部リンク)

<https://www.ayw-energy.co.jp/assessment/detail02/> (縦覧ページにアクセスできます)



●方法書の説明会

【日時】令和3年7月10日(土)19時～20時(予定)

令和3年7月11日(日)13時～14時(予定)

【場所】ホテル アイリス 葛蒲の間(由利本荘市肴町5番地)

※参加の際は新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

また、安全面を考慮して延期など予定を変更する場合があります。

事業者ホームページから最新の情報をご確認ください。

●意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に

住所・氏名・意見(日本語により、意見の理由を含む)をご記入のうえ、

縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和3年8月16日(月)までに

問い合わせ先へ郵送ください。(郵送は到着分まで)

●問い合わせ先

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル8階

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング第1本部 総括・環境部

電話 092-981-0981(受付時間:土日祝日を除く、午前9時から17時まで)

+ このページに関するお問合せ

市民生活部 エネルギー政策課

〒015-8501

由利本荘市尾崎17番地(本庁舎1階)

電話:(代表)0184-24-6269 / (直通)0184-24-0228

E-mail: energy@city.yurihonjo.lg.jp

メールでのお問い合わせ >

にかほ市ホームページに掲載されたお知らせ

「（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業」環境影響評価方法書の縦覧と説明会のお知らせ

このページを印刷する

環境影響評価法に基づき、事業者である秋田由利本荘洋上ウインドエナジー株式会社が計画している「（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧と説明会が行われます。

つきましては、環境の保全の見地からの意見を求めるにあたり、下記のとおりお知らせいたします。

●事業の概要

【事業の名称】（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業

【事業者】秋田由利本荘洋上ウインドエナジー株式会社

【事業の種類】風力発電（洋上・着床式）

【事業の規模】730,000 kW

【対象事業実施区域】由利本荘市沖、秋田港の一部および本荘港の一部

●環境影響評価方法書の縦覧

【期 間】令和3年7月2日（金）から令和3年8月2日（月）まで

【場 所】にかほ市役所 各庁舎
 ・象潟庁舎 まちづくり推進課
 ・仁賀保庁舎 市民課市民サービス班
 ・金浦庁舎 市民サービスセンター

【時 間】9時～17時（土日・祝日を除く）

※ 方法書については下記の事業者ホームページから令和3年8月2日（月）まで閲覧することができます。

<https://www.ayw-energy.co.jp/assessment/detail02/>

●方法書の説明会

【日 時】令和3年7月11日（日）19時～20時（予定）

【場 所】ホテル エクセルキクスイ メインホール （にかほ市平沢町田108-1）

※ 参加の際は新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。また、安全面を考慮して延期など予定を変更する場合があります。事業者ホームページから最新の情報をご確認ください。

●意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（日本語により、意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和3年8月16日（月）までに問い合わせ先へ郵送ください。（郵送は到着分まで）

●問い合わせ先

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル8階

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング第1本部 総括・環境部

電話 092-981-0981（受付時間：土日祝日を除く、午前9時から17時まで）

更新日：2021年06月29日

当社ホームページ (1/2)



秋田由利本荘
洋上ウインドエナジー

[ホーム](#)
[ご挨拶](#)
[会社概要](#)
[計画概要](#)
[環境影響評価](#)
[リンク集](#)

お問い合わせ >

ASSESSMENT

環境影響評価

[トップ](#) > [環境影響評価](#) > (仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書の公表について

2021.07.01

(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書の公表について

当社は、本日「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を経済産業大臣へ届け出るとともに、秋田県知事、由利本荘市長、秋田市長、にかほ市長に送付いたしました。

届出・送付しました方法書及びこれを要約した書類(要約書)につきまして、環境影響評価法に基づき7月2日より公表いたします。

※方法書及び要約書は、次のブラウザ(Microsoft Edge/Internet Explorer11, Google Chrome, Safari, Firefox)の最新バージョンで閲覧可能となっております。なお、印刷及びダウンロードはできません。

1. 方法書、要約書の公表

> 方法書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

> 要約書

なお、次の8箇所においても方法書及び要約書を閲覧しています。

縦覧場所

①由利本荘市役所 エネルギー政策課	秋田県由利本荘市尾崎17
②由利本荘市 岩城総合支所 市民サービス課	秋田県由利本荘市岩城内道川新鶴沼50
③由利本荘市 西目総合支所 市民ホール	秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61
④秋田市役所 環境保全課	秋田県秋田市山王1丁目1-1
⑤秋田市西部市民サービスセンター	秋田県秋田市新屋敷町13-34
⑥にかほ市役所 象潟庁舎 まちづくり推進課	秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1
⑦にかほ市役所 仁賀保庁舎 市民課・市民サービス班	秋田県にかほ市平沢字島ノ子瀬21
⑧にかほ市役所 金浦庁舎 市民サービスセンター	秋田県にかほ市金浦字花淵93-1

縦覧期間

令和3年7月2日(金) から令和3年8月2日(月) まで

ただし、閉庁日、休館日(土曜・日曜・祝日)は除きます

縦覧時間

①～③ 午前8時30分から午後5時まで

④～⑧ 午前9時から午後5時まで

当社ホームページ (2/2)

2. 方法書についての環境保全の見地からの意見の提出

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書の提出先に書面にて意見書を郵送していただくか、観覧期間中は観覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくことでもお受けいたします。

意見書の記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からご意見
（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください）

提出期限

令和3年8月16日（月）まで（当日到着分まで）

意見書の提出先

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル8階
九電みらいエナジー株式会社
エンジニアリング第1本部 総括・環境部 宛

➤ [意見書の用紙](#)

3. 方法書説明会について

- | | |
|---|-------------------------|
| ①ホテル アイリス 菖蒲
（秋田県由利本荘市肴町5番地） | 7月10日（土）19:00～20:00(予定) |
| ②ホテル アイリス 菖蒲
（秋田県由利本荘市肴町5番地） | 7月11日（日）13:00～14:00(予定) |
| ③ホテル エクセルキクスイ メインホール
（秋田県にかほ市平沢町108-1） | 7月11日（日）19:00～20:00(予定) |
| ④秋田市文化会館 小ホール
（秋田県秋田市山王7丁目3-1） | 7月12日（月）19:00～20:00(予定) |

➤ [（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業 環境影響評価方法書のあらまし](#)

- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、安全面を考慮して延期または中止となる場合があります。ご来場前に当社ホームページをご確認ください。
- ※ 体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の場合は来場をご遠慮ください。
- ※ ソーシャルディスタンスを確保する為、各会場の定員を通常の半分としております。定員に達した場合、受付を終了させていただきます。
- ※ 住民説明会参加の際は、マスク着用の他、受付において手指の消毒・体温チェック・名簿への記入（住所／氏名／連絡先（電話番号））にご協力をお願いします。ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。

4. 問い合わせ先

九電みらいエナジー株式会社
エンジニアリング第1本部 総括・環境部
TEL 092-981-0981（代表）
（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

以上

[お知らせ](#) | [環境影響評価](#) | [リンク集](#)

Copyright © Akita Yurijonjo Youjou Wind Energy K.K. All Rights

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」

閲覧者記録

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、
ご覧になられた方は、恐れ入りますが、閲覧者記録アンケートにご協力をお願い致します。

閲覧場所：由利本荘市役所 エネルギー政策課

閲覧日	性別	年齢	お住まいの地域
例) 7/2	☒ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☒ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☒ 県内 [☒ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []
/	☐ 男性 ☐ 女性	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上	☐ 県内 [☐ 由利本荘市、 ☐ にかほ市 ☐ 秋田市、 ☐ その他()] ☐ 県外 []

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本用紙に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見箱へ投函もしくは下記へ郵送ください。

○意見書の郵送先 〒810-0022

福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル8階

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング第1本部 総括・環境部 宛

(※ お手数ですが切手をお貼り下さい。)

○意見書の提出期限 令和3年8月16日(月)〔郵送は到着分まで〕

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

令和3年 月 日

[illegible]

- 注: 1. お名前および住所の記入をお願いします。
2. 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
3. この用紙に書き切れない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙を追加してお使いください。